平成２６年（フ）第１０４０号
札幌市手稲区曙２条３丁目５番14―105号
債務者　沢中　明美（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４７号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番５号　ハイツＫＳ―203号
債務者　島津　敦志
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４８号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番５号　ハイツＫＳ―203号
債務者　島津　　司（旧姓森下・藤本）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５６号
札幌市白石区菊水５条２丁目３番30号　102号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６０号
札幌市東区東苗穂８条２丁目12番19号　白井方
債務者　宇野久美子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６６号
札幌市白石区平和通８丁目南２番７号　エルトゥール203号
債務者　山崎　将弘
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７３号
札幌市西区発寒６条５丁目３番43号　コージーホームズ65―406号
債務者　田口　秀治
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７９号
北海道江別市大麻沢町６番地の３　Ｃ１―304号
債務者　村松　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８９号
札幌市白石区菊水９条３丁目５番19号　キャッスルニッコー518号
債務者　長谷川幹勇
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９１号
北海道江別市中央町17番地の７　江別ロイヤルハイツ202号
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９２号
北海道江別市中央町17番地の７　江別ロイヤルハイツ202号
債務者　中川奈々江
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０８号
札幌市中央区南９条西６丁目421番地15　ナインスアベニュー604号
債務者　佐々　滋紀
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１５号
札幌市清田区清田２条１丁目16番11号　見晴アパート
債務者　清藤　正治
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４０号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目21番21号　山口ハイツ―Ｂ
債務者　井上　美香
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４４号
札幌市東区北17条東13丁目３番８号　パールハイムＢ棟205号
債務者　菅野　啓子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４６号
北海道恵庭市和光町４丁目７番10―101号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５５号
札幌市北区北34条西５丁目２番１―601号
債務者　吉田　　武
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部